

植物防疫の概要



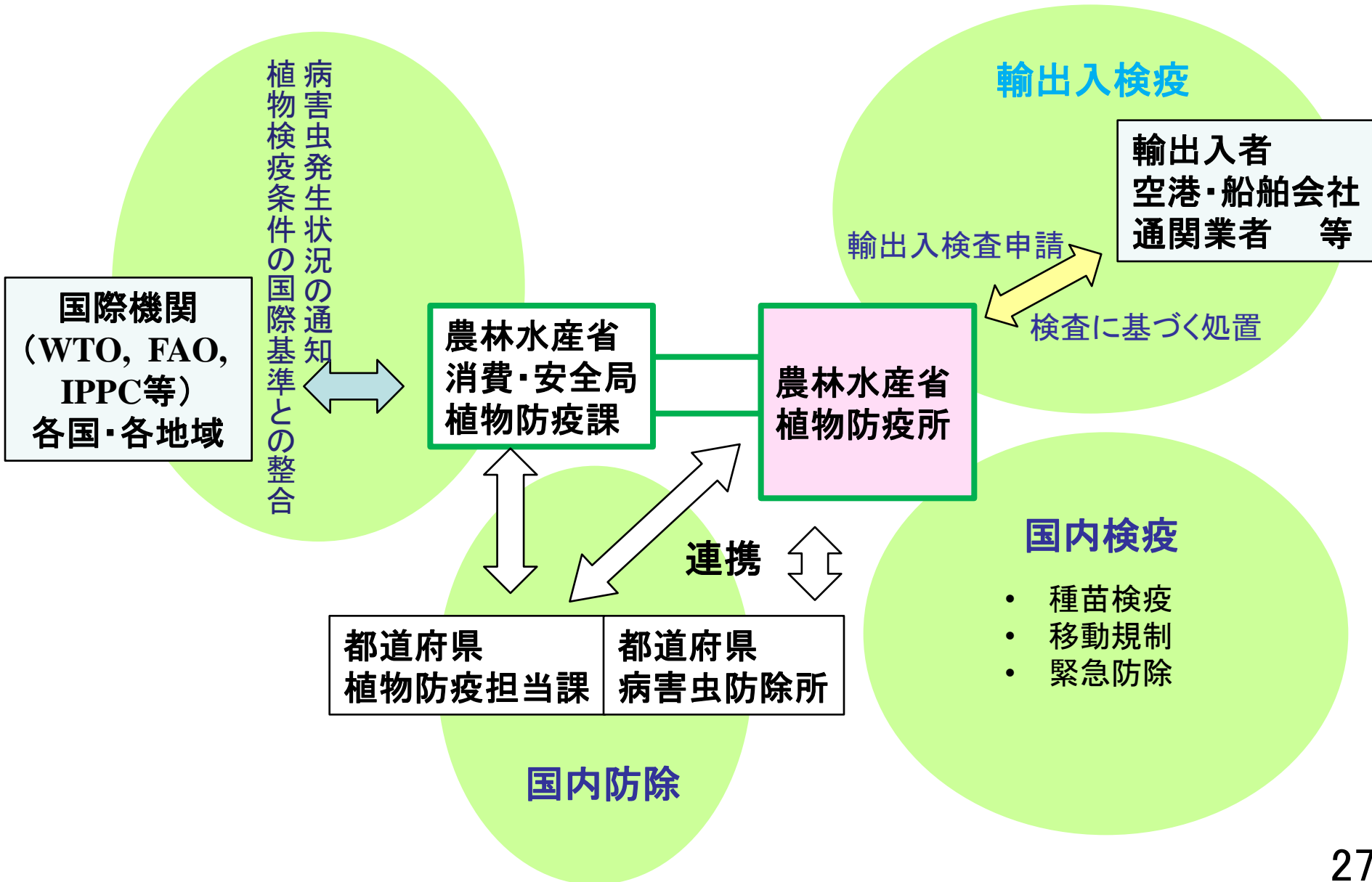
植物防疫の目的・役割

食料の安定供給のため、病害虫がまん延して我が国農業生産への被害の発生を防ぐための総合的かつ組織的な施策を実施。

具体的には、

- ・我が国への病害虫の侵入防止等（輸出入検疫）
- ・国内の一部に発生している病害虫の拡大防止（国内防疫）
- ・病害虫の発生状況に応じた的確な防除を実施（国内防除）

我が国の植物防疫体系



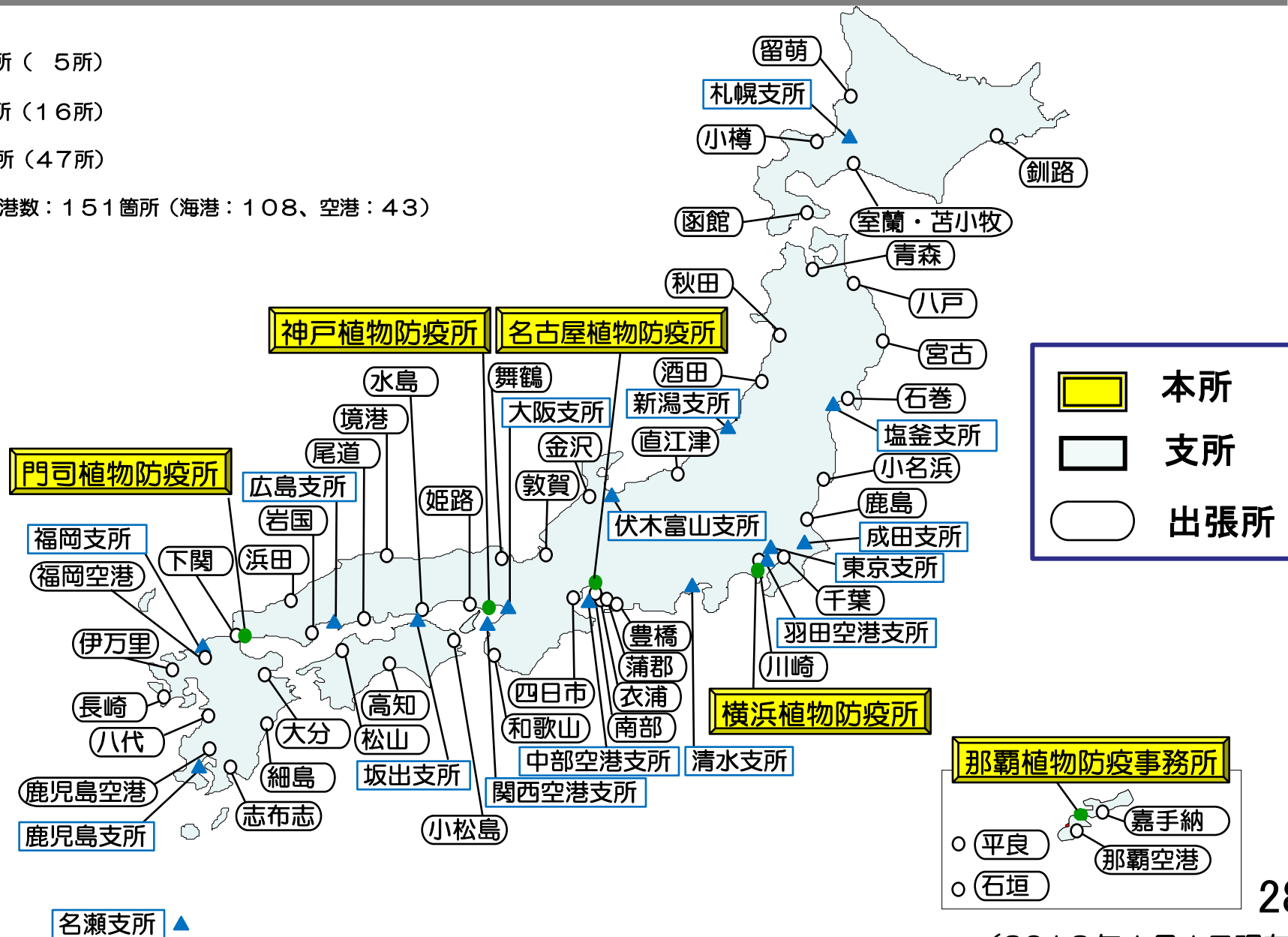
植物防疫所の配置

● 本所 (5所)

▲ 支所 (16所)

○ 出張所 (47所)

(参考) 指定港数: 151箇所 (海港: 108、空港: 43)



海外における病害虫の侵入例

1840年代、アメリカからアイルランドにジャガイモ疫病が侵入・まん延



アイルランドの農地の40%がジャガイモ農場



ヨーロッパ最後の
大飢饉である
ジャガイモ飢饉
100万人が死亡
100万人が国外移住 人口減

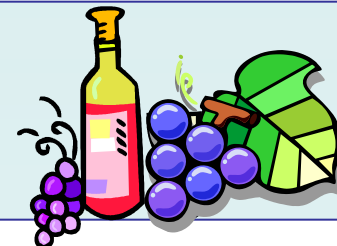
1870年代、アメリカからフランスにブドウフィロキセラ(害虫)が侵入・まん延



フランスのぶどう畑が一部地域を除いてほぼ全滅



ワイン生産に大打撃
(生産量が1/3程度に)



国内における病害虫の侵入例

南西諸島等にウリミバエ・ミカンコミバエが侵入



カンキツ、キュウリ、メロン、ウリ等に被害が発生



根絶防除に要した期間 : 25年(昭和43年~平成5年)
防除費用(人件費除く) : 約254億円
従事者 : 延べ63万人



ミカンコミバエ



ウリミバエ

輸入植物検疫

まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある病害虫(検疫有害動植物)が外国から侵入することを防ぐため、輸入される全ての植物やその容器包装について輸入植物検疫を実施。

※ 検疫有害動植物

- まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であって、次のいずれかに該当するもの
- ・国内に存在しないもの
 - ・既に国内の一部に存在しており、かつ、国により発生予察事業その他防除に関し必要な措置がとられているもの

輸入植物検査の流れ

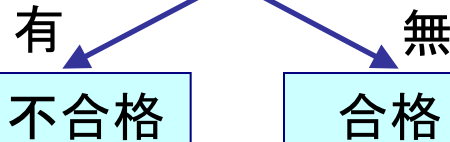
植物類

輸入禁止品

- 以下の病害虫が付着する可能性のある植物
 - ①未発生
 - ②万一侵入した場合、農産物に被害が大きい
 - ③輸入検査で発見するのが困難
- 病害虫そのもの
- 土

輸入禁止品又は検査不要品でないもの

病害虫の有無を検査



消毒

植物検疫の検査対象外

高度に加工されたもの

例) 製茶
マンゴウの乾果

原則輸入禁止

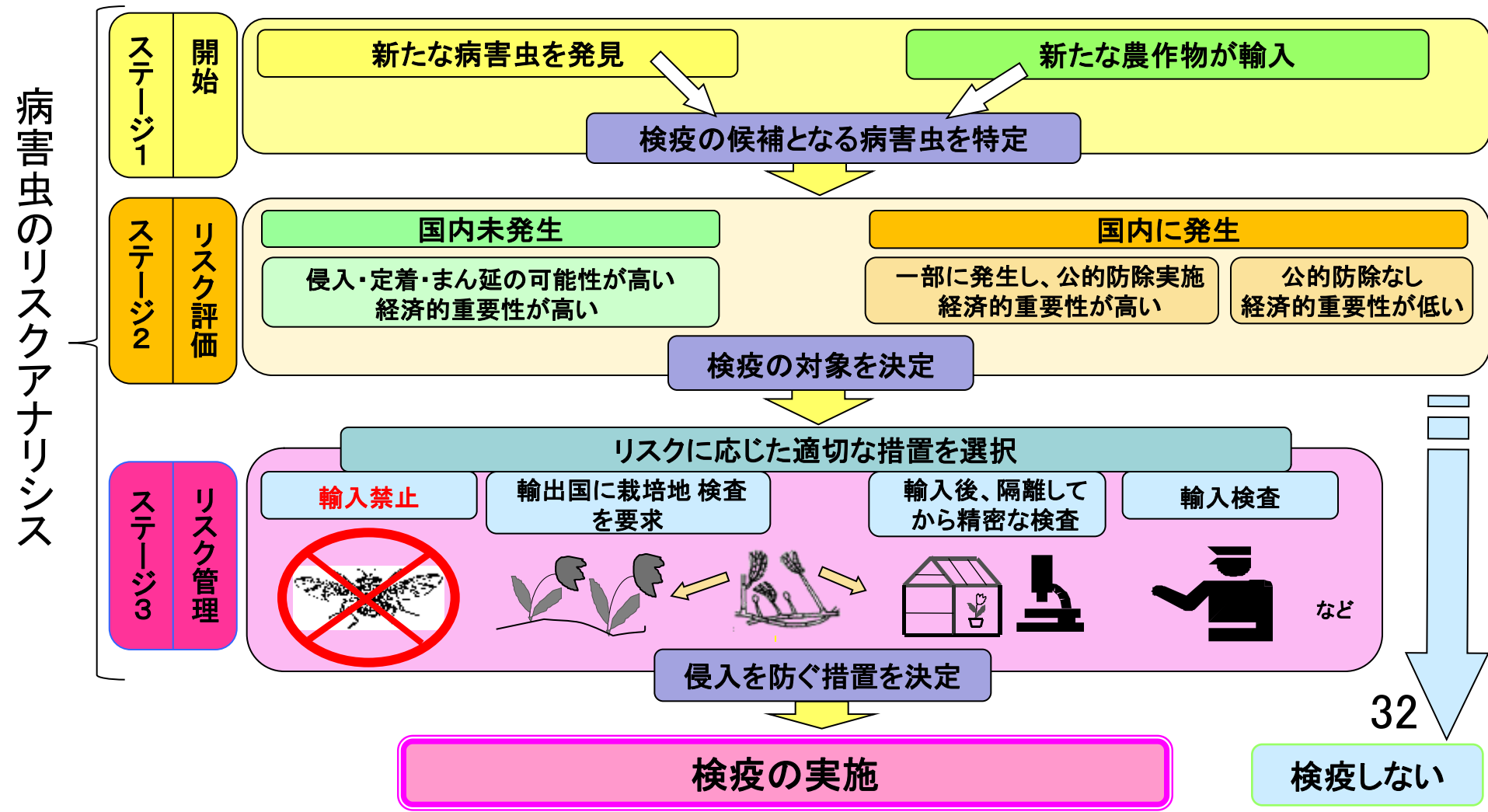
廃棄又は返送

輸入可能

※食品の安全性については、厚生労働省(検疫所)で確認

輸入植物検疫措置について

我が国への新たな病害虫の侵入を効果的・効率的に防止する上では、病害虫のリスク(我が国への侵入・定着・まん延の可能性及び農業生産への影響)に応じた適切な植物検疫措置を講じることが重要



科学的検討に基づく輸入解禁

輸入が禁止されている植物であっても、輸出国において、我が国への病害虫の侵入を防止するための検疫措置が開発された場合には、条件付きで輸入を解禁。

以下のような病害虫が付着する可能性のある植物は**輸入禁止**

- ①我が国に**未発生**で、侵入・まん延する可能性がある
- ②万一侵入した場合、農産物に被害が大きい
- ③輸入検査で発見するのが困難

(地域(国)・植物の組み合わせにより指定)



ただし、輸出国側が

- ・病害虫の無発生地域で生産
- ・病害虫の殺虫・殺菌等の消毒方法等を開発 等を提示



我が国に病害虫の侵入の可能性がないことを**科学的に確認**



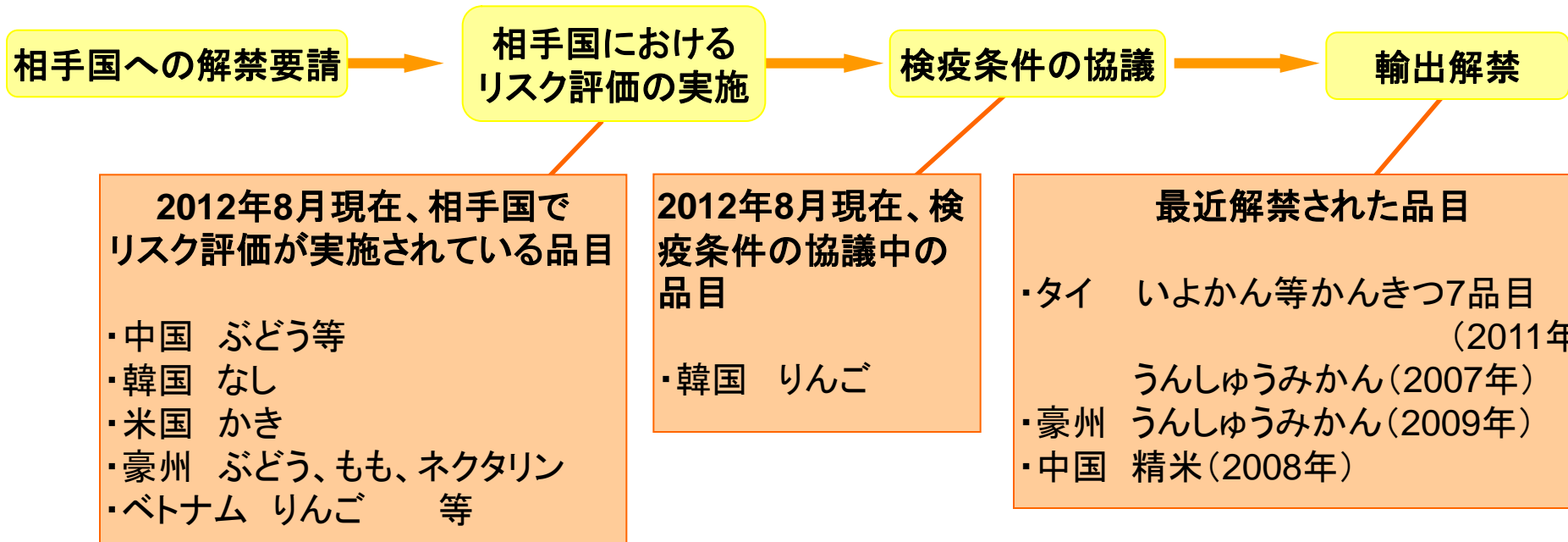
条件付輸入解禁

輸出植物検疫

農産物を輸出する場合、日本からの輸出時に輸出相手国が必要とする検疫措置を受ける必要がある。

また、輸出できない品目については輸入解禁を要請し、両国の植物検疫専門家間の技術的協議により、検疫措置を決定。

輸出解禁までの手続き

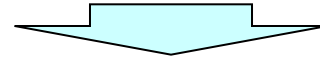


国内防疫の概要

新たに国内に侵入し、又は既に国内の一部に存在している有害動植物のまん延を防止するため、種苗検疫及び移動規制を実施

移動規制

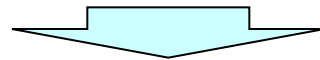
「**省令で定める地域内**」にある植物及び有害動植物等の移動を禁止・制限。



禁止品の地域外への持出しは禁止。制限品は消毒等の措置を実施した場合のみに可能。

種苗検疫

種苗の生産・移動による病害虫のまん延を防止するため、農林水産大臣の指定する「**繁殖用の植物(指定種苗:馬鈴しょ)**」について検査。

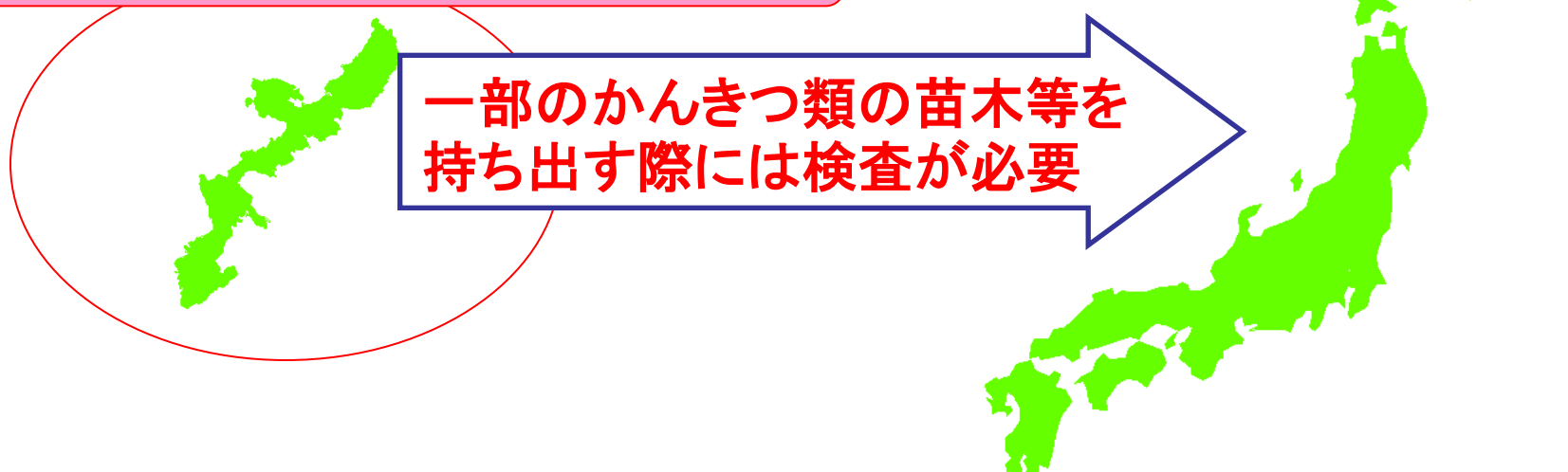


検査合格証明書が添付されていなければ、譲渡、生産地域外への移出は禁止

移動規制の例

沖縄県及び奄美群島の一部(徳之島、沖永良部島、与論島)には、かんきつ生産に大きな打撃を与える病害であるカンキツグリーニング病が発生していることから、他地域へのまん延防止を図るため、発生地域からの一部かんきつ類の持ち出しに際し、植物防疫官の検査を実施

カンキツグリーニング病の発生



○カンキツグリーニング病

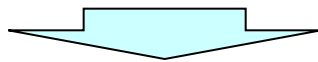
かんきつ類の病害で、病気が進むと生育不良を引き起こし、枝や株が枯死する。接木や媒介昆虫のミカンキジラミによって伝搬される。

侵入警戒調査、緊急防除の概要

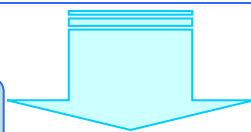
検疫措置にもかかわらず、万が一、病害虫が侵入した場合は、国内農業に重大な被害を及ぼすことから、病害虫の早期発見に努めるとともに、侵入した場合には緊急防除を実施する。

侵入警戒調査

我が国に存在しない病害虫の侵入を、より早期に発見することで、まん延・定着を未然に防ぐことが可能



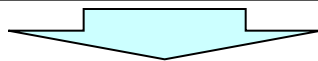
全国の港、空港、畑や果樹園において重要病害虫の侵入を警戒する調査を実施し、**早期の重要病害虫発見**



万が一、侵入した場合

緊急防除

我が国未発生の病害虫が侵入した場合、急激にまん延し、農作物に甚大な被害を与える恐れ



重要病害虫が侵入した場合には、植物の移動禁止、廃棄命令などを伴う迅速かつ徹底した防除を実施し、**早期の病害虫根絶・撲滅、他地域へのまん延防止**を図る

侵入警戒調査

トラップ調査

(トラップ)を設置して、
害虫をおびきよせる



巡回調査

空港、港、圃場を定期的に
巡回し、肉眼で観察する



調査対象の害虫の例

ミカンコミバエ種群
火傷病
スイカ果実汚斑細菌病

チチュウカイミバエ
ウリミバエ
コドリングア
アリモドキゾウムシ

緊急防除

重要病害虫が侵入した場合には、植物の移動禁止、廃棄命令などを伴う迅速かつ徹底した防除を実施し、早期の病害虫根絶・撲滅、他地域へのまん延防止を図る

(例) プラムポックスウイルス(ウメ輪紋ウイルス)への対応

発生調査

- 発生範囲を特定するための調査
- 発生の有無を確認するための調査

まん延防止

(措置の概要)

- プラムポックスウイルスを媒介する昆虫(アブラムシ)を農薬により防除
- 発生地域からの宿主植物の移動を制限

撲滅

(措置の概要)

- プラムポックスウイルスに感染している範囲が広く、感染樹も多いと考えられることから、感染樹等の計画的な伐採により、プラムポックスウイルスを早期に撲滅



ウメ(葉)の病徴 (青梅市で撮影)



モモ(果実)の病徴
(米国での果実の感染例)

プラムポックスウイルス(ウメ輪紋ウイルス)とは

1. 特徴

モモ、スモモなどの*Prunus*属の植物に広く感染する重要な植物ウイルスであり、20世紀初頭に欧州で発見されて以来、アジアの一部、北米、南米等でも発生が確認されている。

2. 感染経路

アブラムシ及び接ぎ木で伝搬。生果実は感染経路とはならない。

3. 症状・被害

葉に退緑斑点や輪紋が発現。果実は、斑紋の発現、成熟前の落果により経済的な被害。これまでウメへの自然感染の報告はなかったが、2009年に東京都青梅市で初めて確認された。青梅のウメの花では、斑入りを確認。

4. 防除方法

アブラムシの防除の徹底、感染樹の除去、無病健全な苗の使用。

5. 寄主植物

*Prunus*属の果樹(核果類): モモ、スモモ、ネクタリン、アンズなど

※国内で発見されたウイルスの系統(D系統)は、オウトウ(サクランボ)やサクラには感染しないとされている。

6. 主な発生国

アジア: 中国、イラン、インド、トルコなど

ヨーロッパ: オランダ、ベルギー、フランス、

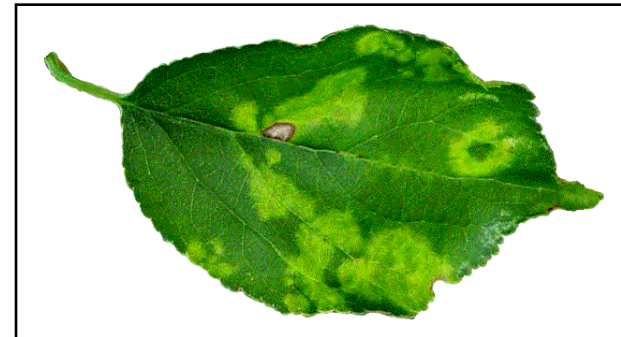
アフリカ: エジプト イタリアなど

北アメリカ: 米国、カナダ

南アメリカ: アルゼンチン、チリ



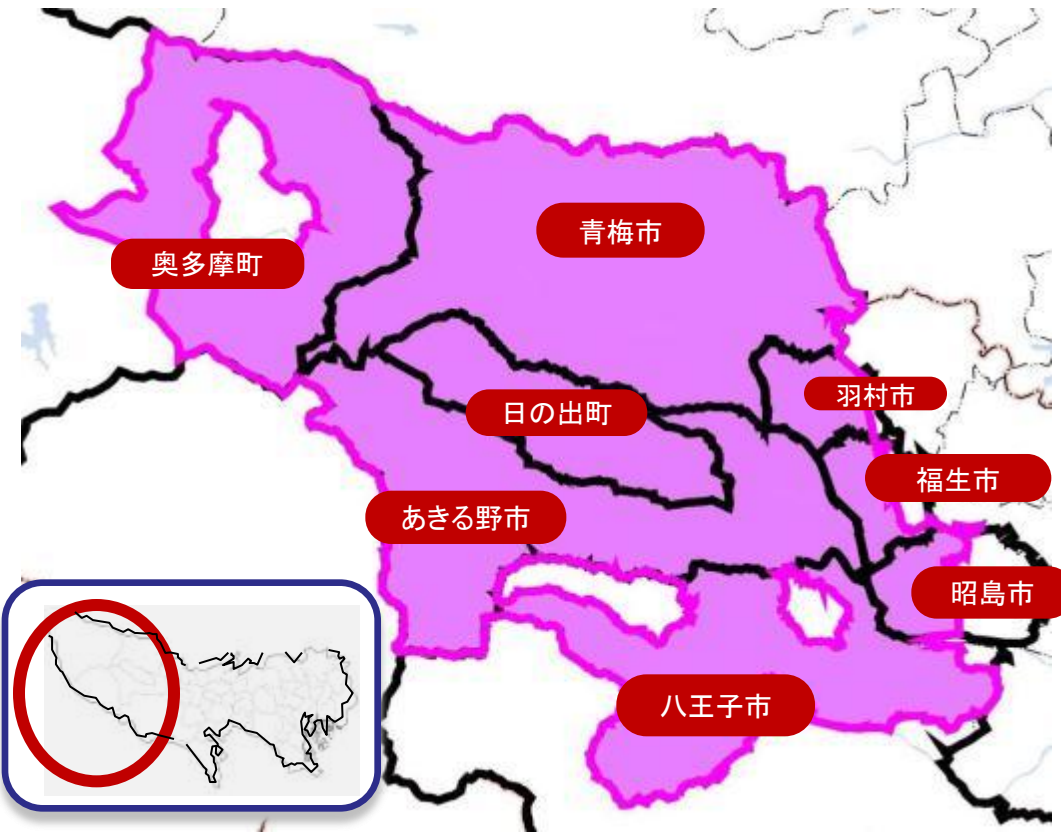
ウメの花弁の症状



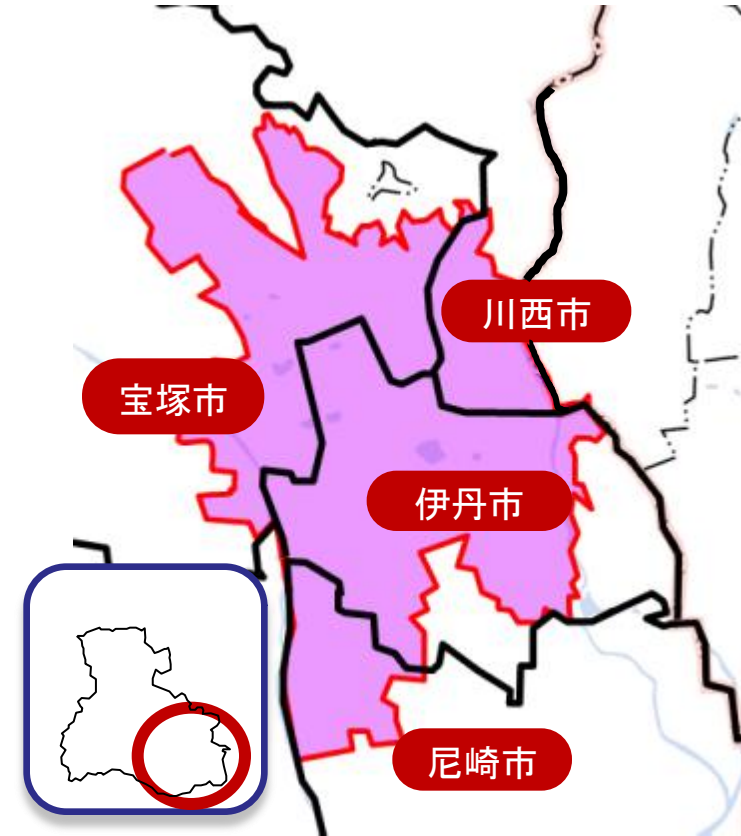
ウメの葉の症状

プラムポックスウイルス(ウメ輪紋ウイルス)の緊急防除事業の 防除区域(2013年2月現在)

東京都における緊急防除区域



兵庫県における緊急防除区域



凡例



防除区域



市町村境界

都道府県と連携した防除事業

植物防疫法に基づき、農林水産省は発生予察事業を実施するとともに、各都道府県は、病害虫防除所を設置し、国の発生予察事業への協力、各都道府県自らが行う発生予察事業等を実施。

○ 発生予察事業について

- ① 病害虫は季節や年による発生幅が大きい
ためスケジュールどおりの防除は困難
- ② 発生してからの防除では手遅れ

病害虫の発生に関する予測が必要

発生予察事業

- ・ 病害虫の発生状況、気象、作物の生育状況等に関する調査を実施し、
- ・ 調査結果を解析して病害虫のその後の発生を予測し、
これに基づく情報を関係者に提供

○ 病害虫防除所の設置について

農林水産大臣

協力・勧告

都道府県知事

設置

病害虫防除所

【病害虫防除所が行う事務】

- ① 植物の検疫に関する事務
- ② 防除についての企画に関する事務
- ③ 市町村、農業者等が行う防除に対する指導及び協力
- ④ 発生予察事業に関する事務
- ⑤ 防除に必要な薬剤及び器具の保管等
- ⑥ その他防除に関し必要な事務